

（原動機及び動力伝達装置）

第4条 次の表の上欄に掲げる自動車については、同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 自動車登録ファイルに道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第3号）第3条による改正後の保安基準第31条第6項の基準に適合するものとして登録されていない自動車であって平成8年3月31日以前に製作されたもの	保安基準第8条第4項
二 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条に規定する窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車であって初度登録日（自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が平成9年12月31日（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第4条第6号に規定する特種自動車にあつては平成9年8月31日）以前のもの（保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものを除く。）	保安基準第8条第4項
三 昭和26年12月31日以前に製作された自動車及び昭和35年3月31日以前に製作された車両総重量2トン未満の自動車	保安基準第8条第2項
四 平成6年3月31日以前に製作された自動車	保安基準第8条第3項

2 保安基準第8条第4項に規定する自動車（前項の表第1号及び第2号に規定する自動車を除く。）のうち、平成15年8月31日以前に製作された自動車については、各号に掲げる期日までにその原動機に速度抑制装置を備えることとする。

一 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成3年運輸省令第3号）第3条による改正後の道路運送車両の保安基準第31条第6項の基準（以下本条において「平成6年基準」という。）に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車にあつては、次表の上欄に掲げる自動車毎に、それぞれ同表の下欄に掲げる日

自動車	期日
イ 平成6年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車（道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成8年運輸省令第4号）第2条による保安基準第31条第6項の基準（以下本条において「平成10年基準」という。）又は道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成9年運輸省令第22号）第2条による改正後の保安基準第31条第6項の基準（以下本条において「平成11年基準」という。）に適合するものを除く。以下本条において同じ。）であって初度登録日が平成10年1月1日以降のもの及び平成10年基準又は平成11年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成15年1月1日以降のもの	平成15年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日
ロ 平成6年基準に適合するものとして自動車登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成9年1月1日以降のもの及び平成10年基準又は平成11年基準に適合するものとして登録ファイルに登録されている自動車であって初度登録日が平成14年1月1日以降のもの（イの自動車を除く。）	平成16年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日
ハ イ及びロに掲げる自動車以外の自動車	平成17年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日

二 前号に掲げる自動車以外の自動車にあつては、次表の上欄に掲げる自動車毎に、それぞれ同表下欄に掲げる日

自動車	期日
イ 初度登録日が平成14年1月1日以降のもの	平成15年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日

ロ 初度登録日が平成11年1月1日以降のもの（イの自動車を除く。）	平成16年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日
ハ イ及びロに掲げる自動車以外の自動車	平成17年9月1日以降に初めて新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日

- 3 平成15年8月31日以前に製作された自動車については、細目告示第88条第2項の規定にかかわらず、速度抑制装置の速度制御性能等に関し、細目告示別添97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に適合するものであればよい。
- 4 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるものについては、細目告示第10条第1項第1号ツ、第88条第1項第20号及び第166条第1項第20号の規定は、適用しない。
- 5 平成29年1月31日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）については、細目告示第10条第1項第1号ツ、第88条第1項第20号及び第166条第1項第20号の規定は、適用しない。
- 6 平成29年6月30日以前に製作された自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第10条第1項第1号ツ、第88条第1項第20号及び第166条第1項第20号の規定は、適用しない。
- 7 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5トン以下の自動車であって本邦に輸出されるものについては、法第75条第4項の規定による検査の際、細目告示第10条第3項第1号の規定は、「次のいずれかの」を「ロに掲げる」と読み替えて適用する。
- 8 車両総重量が3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する自動車にあつては、乗車定員10人以上のものに限る。）については、法第75条第4項の規定による検査の際、保安基準第8条第6項及び細目告示第10条第3項第2号の規定は、適用しない。
- 9 法第75条第4項の規定による検査の際、保安基準第8条第7項及び細目告示第10条第4項の規定は、適用しない。